

やまなしで過ごす「山の日」実施要綱

1 趣旨

本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父連峰と四方を名峰に囲まれた日本を代表する山岳県であり、県土の78%を森林が占める全国有数の森林県である。

こうした恵まれた環境にある本県において、県民が山や森林の恩恵を永続的に享受できる自然との共生社会を構築することを期して、平成9年、『やまなし「山の日」』を定めるとともに、全国に先駆けて「山の日」が国民の祝日となるよう国や他の都道府県へ働きかけを行ってきた。

こうした活動が大きな実を結び祝日となった「山の日」を契機に、県民のみならず、県外在住者に向けて、「山の日」の意義はもちろん、山梨の山や森林の魅力、それらから生み出される清らかな水、さわやかな空気、緑豊かな美しい山岳景観などの自然豊かな住環境の素晴らしさを情報発信し、もって交流人口の拡大を図り、山梨への移住促進に寄与するため、『やまなしで過ごす「山の日」』事業を実施する。

2 実施方策

- (1) 県は、やまなし「山の日」の精神を祝日「山の日」に引継ぎ、次に掲げるコンセプトのもと県内外に対してやまなしで過ごす「山の日」事業を展開するものとする。

山に親しむ

「山は楽しい。山は美しい。」という認識を持ち、誰もが、様々な形で森林に触れ合う機会を設ける。

山に学ぶ

「山に生かされている。山が人を育てる。」という意識で、森林の公益的機能、山村の歴史・文化、貴重な自然環境・生態系、地球規模の環境問題等について学び、考える機会を設ける。

山と生きる

「山から愛される生き方」を指針に、自然との共生、住民参加の森林づくり、山村地域の活性化、流域社会の連携等が図られるよう、意識・行動の変革を目指す。

- (2) 県は、国、市町村、関係団体等と連携し、本事業を効果的に展開するよう、積極的に協力を求めるものとする。

- (3) 県は、本事業の円滑な推進が図られるよう、県及び関係団体等で構成する『やまなしで過ごす「山の日」実行委員会』を設置するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。